

昭和三年次商工省組合法改正構想史料搜索

——「東京朝日新聞」を手掛かりに——

藤 田 貞 一郎

解 題

第二次世界大戦前の重要物産同業組合史に関する研究においても、また中小企業政策史に関する研究においても、全く研究対象と認識されなかったものに、昭和三年（一九二八）次の商工省による重要輸出品工業組合法・輸出組合法・重要物産同業組合法の三法を統一して商工組合法とする三法統一案構想がある。この史実に気付いた私は近刊の『市場史研究』第十九号・一九九九年では、「京都日出新聞」を手掛かりに「昭和三年次商工省の組合法改正構想」と題して、関連資料を蒐集・紹介した。今回は、基礎資料搜索の第二弾として「東京朝日新聞」を手掛かりに、今後の若き研究者への思考材料を提供したいと思う。

ともあれ、この分野に関する欽定史書とも称すべき通商産業省編『商工政策史 第十二卷 中小企業』（刊行会・一九六三年）の該当部分である第二編第二章第四節の「重要輸出品工業組合法の改正（工業組合法の成立）」（八

○ペリジ)は、昭和三年のこの事実全く触れることなく、大正十四年(一九二五)年の重要輸出品工業組合法が直線上に大幅な改正を受けて昭和六年の工業組合法の成立となる、という具合の整理・叙述になっている。この第十二巻では、昭和三年のこの事実に関連する記述は他の部分にも見当たらない。

由井常彦『中小企業政策の史的研究』(東洋経済新報社、一九六四年)は、この分野に関する研究書としては実証性に富む、極めて重要なものであり、多数の史料を採録しており、今も尚生命力を有する必読の文献であるが、この書物もまた昭和三年の事実全く触れることがない。商工中金調査部編『商工中金五十年史』(商工中金、一九八七年)も関係機関の史書であるので目を通して見ると、第一章第二節は「中小商工業政策の展開」と題して「組織化政策の本格化」(二二―二七ページ)を論じはするが、先の『商工政策史 第十二巻』と同様な整理・叙述である。

水野武『工業政策の展開と中小企業』(有斐閣、一九七九年)は教科書風の著書であるが、「中小企業の組織化政策は工業組合・輸出組合・商業組合制度として体现されている。一九二五年(大正一四)重要輸出品工業組合法として出発した工業組合制度は一九三一年(昭和六年)の工業組合法に脱皮し、商工大臣の指定する対象が重要輸出品から重要工産品に拡大し、三七年にはすべての工業に適用するように改正されている」(一七四ページ)と、記すにとどまっている。

最近では、寺岡寛『日本の中小企業政策』(有斐閣、一九九七年)が、その第一章第二節を「わが国中小企業政策の歴史的展開」と題して「戦前との政策連関」(二〇ページ)を論じているが、昭和三年次における商工省の三法統一構想という史実を視野の外においたままの、この分野の伝統に從った法制史を述べるにとどまっている。

寺岡寛はその後「昭和恐慌と中小商工業」(1)——政策展開を中心として——『中京経営研究』八巻一号・一九九八

年)を發表している。この論文は帝國議會の會議録をはじめ關係文献・資料を博搜してまとめられたものであるが、前著と同じく三法統一構想には何の関心も示していない(一四七〜一六一ページ)。寺岡は更に「戦時統制と中小商工業——政策展開を中心として——」(『中小企業研究』二〇号・一九九八年)をも執筆しているが、この点の政策展開史の視野(四三ページ)は旧態依然である。

(史料一〇)・(史料一一)・(史料一二)から、前掲拙稿「昭和三年次商工省の組合法改正構想」では蒐集・紹介し得なかった三法統一の商工組合法の要綱がわかる。また、前掲稿と同じく、百貨店の同業組合加入如何にかかわる記事を採録しておいた。昭和三年次に商工大臣は、懸案の問題に関して、重要物産同業組合法第四条但書を根拠に、百貨店は同業組合に加入する要なしと裁定を下す。近代日本の百貨店成立史にこの問題は極めて重要な論点であり、戦前の識者はその意味を十分に理解できていた(社会調査協会『現代職業総覧 十一 商業篇Ⅱ』春秋社・一九三一年・七〇ページ)。しかるに、第二次大戦後の百貨店成立史研究はこの点を全く念頭に置くことのない、非商業史的視角からの研究にとどまっている。近刊の山本武利他編『百貨店の文化史(日本の消費革命)』(世界思想社・一九九九年)もその一例である。革命という概念を使うならばそれ以前の消費を支えていた制度的枠組に、せめて流通の側面についてなりとも、知的好奇心をもつべきであろう。この欠陥は早急に是正されねばならない、と私は考えている。かねてから——例えば、拙論「日本資本主義発達史における国内商業の変革過程」『ヒストリア』九七号・一九八二年——、私は明示的にこの問題を機会あるごとに発言して来ているが、一向に関心を寄せる人がいないのは、問題意識・感覚に欠陥があるからだと言わざるを得ない。

重要物産同業組合に対する政策史、ならびに中小企業政策史は、昭和三年次の商工省が、三法統一案構想を描い

たことと百貨店を同業組合の干渉領域から切り離れたこと、この二つの動きを密接に関連づけて、一貫した政策理念のもとでの出来事として把握することが今後必要である。そこに一貫するもの、それは問屋資本主義の牙城と目された同業組合の解体である。しかし、百貨店対同業組合問題については同業組合側の反対を押し切り得た商工省も、(史料二七)・(史料二八)にあるように、その三法統一案構想については反対が激しく、その意向貫徹することができなかつた。(史料二九)——これだけは「京都日出新聞」からであるが——は、商工省が昭和四年八月段階でも、改善の策を模索している様を伝えている。

以上の解題だけでも、従来の同業組合史理解、中小企業政策史解釈に、何がしかの修正を加える必要があることは明らかであろう。という次第で、およそ重要物産同業組合とその法にかかわる歴史と政策展開の研究については、昭和三年の三法統一構想に立つ商工組合法に関する史資料の公開が、焦眉の急である。ここに機会を得て史料紹介を行う所以である。一重鍵括弧で示した文言は紙上での見出しの文であり、末尾の日付は紙面掲載日である。

(一九九九年十一月二十九日)

(附記) 本稿は一九九八—二〇〇〇年度、文部省科学研究費・基盤研究B・1「わが国における公設小売市場の形成と展開に関する研究」、課題番号一〇四三〇〇一八(研究代表者・岩本由輝、東北学院大学教授)にもとづく研究成果の一部である。

(史料一)

「輸出工業組合の中央会計画進む、二十三日創立総会」

重要輸出品工業組合法に基づく工業組合の発達著るしく全国に五十三組合(その内連合会四)に達して居るがこれ

等の統一機関が無いので種々の支障を来たす事多く各組合間にしばし協議を重ねた結果いよいよ工業組合中央会（あるひは協会）を設置して同組合の統一並に商工省の諮問に應ずる等の目的をもって工業組合の今後の進展を計ることとなり来る二十三日午前十時より東京府商工奨励館において創立総会を開くこととなり創立後の同中央会事務所設置は目下不明であるひは大阪になるかも知れぬと（『東京朝日新聞』・昭和三年一月十四日）

（史料二）

「連携法規で組合統一決議 同業組合と輸出工業二組合を」

全国同業組合大会は廿五日工業クラブに開催出席組合数二百三十余人員約九百名星野錫氏座長席につき議事にいる各地同業組合から提出議案の審議にいたり

一、組合強制加入規定を存置すると共に通知と同時に当然組合員たらしむる規定を置くこと

一、政府に対し財界不況その他に因る銀行業者の不安を一掃し偏在せる資金を活用せしめ金融こうそくの現状を開閉すべく要望すること

その他重要議案十七件を可決した尚ほ重要物産同業組合法改正に関し大阪実業組合連合会から提出せる

重要物産同業組合法、輸出組合法、並に重要輸出品工業組合法を連携法規の下に統一す

の件を可決し実行委員を選考の結果神戸を除く五大都市実業組合連合会および議案を提出せる組合より代表者を一人あげることになったこれ等実行委員は二十六日引続き丸之内商工奨励館に会合し実行方法を協議し後政府に対し建議又は陳情を行ふはずである（『東京朝日新聞』・昭和三年一月二十六日）

(史料三)

「輸出工業組合中央会成立 副会長徳永氏」

日本工業組合中央会は二十七日東京商工奨励館で委員会を開き前日に引続き

一、本部所在地決定の件

二、役員を選出方法

に關し審議したが東京側と大阪側との意見相違のため容易に決定せず遂に一部は未決のまゝで本会議を開き委員会で決定通り本部の所在地は定款面に明記せず事務所を東京市に置くこと、し会長は当分置かず副会長として徳永為次(東京)、外海鉄次郎(大阪)、三輪常次郎(愛知)の三名を選任し評議員は大阪四名東京、愛知、兵庫、神奈川各二名その他各府県より各一名を選出すること、しいよく創立を告げた〔東京朝日新聞〕・昭和三年一月二十八日)

(史料四)

「豆腐屋騒動 組合崩しの大安売に三十軒総がかりの邪魔立て」

市外淀橋角筈六三九豆腐屋佐藤佐吉(四_二)は十四日淀橋署に出頭して豊多摩郡豆腐営業組合に対する営業妨害の保護願ひをだした

佐藤は昨年十二月三十日牛込区内から現住所に移転し本月六日から豆腐屋を開業し雇人三名を使って売り歩かしたが生来の変り者で薄利多売の大看板を掲げると共に豆腐の相場をよそに店売り三銭、外売り四銭、二ツ七銭、三ツ十銭を実行し始め四谷、淀橋、中野、杉並、渋谷などをさかんに行商したので忽ち大評判となりゆく

さき／＼で□□^(不)□□^(明)□□中には遠くからわざわざ買ひにゆく者さへ増して来たので

同業組合は大恐慌を来し数日前組合長石沢定吉氏が組合加入を勧告したが肯かないので組合側でも対抗し三十余名の豆腐屋さんが挙って佐藤の安売りの邪魔をする事に決め同家の雇人のゆく先々につきまとして妨害し遙々淀橋から上野広小路までも尾いてゆく騒ぎとなつたので流石の佐藤も困ってしまひかくは保護を訴へ出たものである。淀橋署ではこの珍劇の調停に苦心中である(「東京朝日新聞」・昭和三年二月十五日)

(史料五)

「産業組合が同業組合へ加入するは不得策 農林当局の意向」

従来しば／＼全国各地における各種同業組合において問題とされつつあつた産業組合が同業組合加入問題に關しては農林当局としていまだこれが対策を決定しをらざりしが最近大阪牛乳商同業組合より付近牛乳販売組合の加入方を農林省に陳情し来たたのでこの際これ等同種類の懸念を解決し将来の根本方針を確立すべく目下調査中であつていづれ省議決定の上、商工省と交渉するはずであるが農林当局の意見としては産業組合の本質に鑑みこれが同業組合に加入の上は各種の拘束を受けその機能發達の上に非常なる影響あるものとなしむしろ同業組合の外に立ちてその弊害の矯正に当たらしむるのが産業組合設立の本来の目的であるとの意味において省議の決定を見るものと思はれる(「東京朝日新聞」・昭和三年二月二十五日)

(史料六)

「百貨店に圧倒さる、小売業者の衰運 金融営業両難に陥る 対抗運動が起らん」

中小商工業がその金融難の点で大資本の圧迫を受け衰運の機運にあることは昨年の金融恐慌後特に目立ちたる現象として世人の注目を引いてゐるが中小工業は暫くおくとするも小売業は百貨店に顧客を吸収せられた結果その衰運は特に甚だしく「その日暮的」の経営にあるものは生死の「分路」に置かれる状態となつた即ち大百貨店は小売業者に比し比較にならぬ程強固なる基礎に立脚し、運転資金を調達する上においても銀行方面はもちろん商品券発行による特別便益を有し又商品仕入の点においても生産者に対してはほとんど命令的立場にあるのでこの点も小売業者に比し遙に優勢の地位にあるかくして小売業者はいづれの点にも百貨店に対抗し難く必然的に没落の道をたどる外ない、そこで最近小売業者の一致団結が叫ばれ新宿、下谷方面にその機運が現れ又重要商品については百貨店の同業組合強制加入の運動も益「深刻」ならんとしてゐる、これについては早くも今秋京都において開かるべき全国同業組合大会をきっかけに猛運動を行はんとする計画があるこれ等の対抗運動が衰運に臨める小売業の更生にどの程度の効を奏する者かは全く疑問であるがいづれにしても将来重大なる社会問題たるを免れぬ (「東京朝日新聞」・昭和三年三月四日)

(史料七)

「東京の酒類組合大合同計画進む 小売店の乱立廉売防止に近く委員会を開催」

大阪、神戸、名古屋、京都、横浜の五大都市を始め広島、金沢の酒類同業組合は酒造業者、問屋業者、おろし売

業者、小売業者等を網羅して相当の成績を挙げつゝあるに東京のみひとり組合を個々に組織してゐるのは時代を解せぬものである、これがため業界の発達乃至統一を計る事能はず又近來兎角問題となつてゐる小売業者の乱立は単なる販売戦を通り越して無暴なる競争となり現状のまま放任する時は小売業者共倒れの憂目を見るは必然であるこれを防止するには需要家に当面する小売業者の単独行動をもつては到底不可能で生産者問屋おろし商小売業者の全部が徹底的諒解のもとに対策を講ずるより途はないとして市内、豊多摩、荏原、北豊島、南足立、南葛飾の一市五郡の仲買小売業者七千三百人の会員よりなる東京酒類商同業組合が中心となつて市の内外に介入する問屋組合いはゆる酒問屋組合、中央酒類問屋組合、酒類問屋等を打つて一丸とした組合の大合同が計画され既に促進委員二十名が挙げられてゐる対策としての方法は大体左の通りである

一、(コピー不備により読めず、欠如部分―藤田注)

一、一区間における店数の制限

一、組合員たるには免許を要す

然してこの大合同計画は近く開かれる委員会において具体的進行を見るものとされてゐる(『東京朝日新聞』・昭和三年六月一日)

(史料八)

「工業輸出同業三組合法を改定 準備委員会設置」

商工省ではかねて重要輸出品の検査権に關して工業組合と輸出組合とが相争ひたるに對しこれを裁定のため審議

したる結果この両組合並に同業組合が法制上連絡統一を欠く等種々不備あるを認め比較的実績よき農林省所管の産業組合法に鑑みその根本的改正を期することに決したこと既報の如くであるが、いよいよその実行に着手するため牧野参与官を委員長とし吉野文書課長、長崎貿易課長、後藤工務課長代理、岸、大貝両事務官をもつて委員とする委員会を組織右三組合法改正案の準備起草をなすに決す〔東京朝日新聞〕・昭和三年六月二日

(史料九)

〔同業組合加入と百貨店 除外例の公布で実業組合騒ぐ〕

百貨店を同業組合に強制加入せしめんとする運動はしばしば同業組合の間に行はれ昨秋東京で開催せる全国実業組合連合会大会でも決議し当局へその旨陳情する所あつた然るに商工省では当初より百貨店に対しては除外例を設け加入せざるも差支えなしといふ意向を有しもはや近日中発布せんとする運びに至つてゐる然るに一方実業組合連合会の方では最近小売業者の窮状を救ふ一方法として百貨店の強制加入を力説し、一日商工省に四条次官を訪ひその旨を陳情する所あつた然るに右の如く商工省の意向は既に決してゐるので東京実業組合連合会では四日部会を開き緊急対策を講ずることになつた〔東京朝日新聞〕・昭和三年六月二日

(史料一〇)

〔百貨店は同業組合に入るに及ばず 三越白木の脱退認可〕

百貨店が重要物産同業組合法に準拠しその取扱商品別の各同業組合に加入すべきや否やは百貨店と普通商人との

間における多年の係争事件で三越、白木屋両百貨店は兼て既加入の同業組合より脱退すべく商工省に申請中でその成行は当業者一般の注目の的となつて居たが中橋商相は百貨店の特異性に基き六大都市百貨店は商品別の同業組合に加入する必要なしとの方針で重要物産同業組合法第二條但書に準拠して右百貨店の既加入組合よりの脱退を二日付認可した従つて三越は東京陶磁器商同業組合外二十九組合、白木屋は同じく陶磁器商組合外二十七組合から脱退すること、なつた(「東京朝日新聞」・昭和三年六月三日)

(史料一)

「百貨店の組合脱退に実業連合会が反対 実行委員会で緊急対策」

久しく係争中であつた百貨店が同業組合に加入すべきか否かの問題は夕刊所報の如く二日商工省より三越、白木屋両百貨店に対し既加入組合から脱退を許可したる事によつて百貨店側に有利となつたが常に百貨店側の反対的立場にあつて百貨店の強制加入を要望して当局に迫つてゐた実業組合連合会ではこれをもつて小売業者に対する当局の圧迫なりとして四日連合会長星野氏は当局の処置を詰問し更に実行委員会を開き今後の緊急対策を講ずることになつた連合会側が政府の処置を不当なりとする理由は

一、商工省では百貨店の特殊的地位を認め同業組合からの脱退を認可したものであるといふが小売業者例へば酒屋の如きは酒類の外にみそ、醤油、薪炭等を取扱つてゐるので数種の同業組合加入を余儀なくせられてゐる百貨店が同業組合から脱退するなら小売業者でも数種の組合に加入してゐるものは脱退しても差支えなしと認むべきである。

二、従来常に百貨店の脱退申請を認めなかった当局が現内閣になって急に百貨店の特殊的地位を認めた理由が不明である

等であるがこれを機会に百貨店対同業組合の反目は一層深刻になるものと見られる（「東京朝日新聞」・昭和三年六月三日）

（史料一一）

「中小商工業改善大規模な施設 共同施設補助や金融改善等明年度予算に計上」

商工省では目下来年度予算の計上につきそれ／＼各原局において施設の立案中で大体は昭和三年度不成立予算に計上したる新規要求費目をそのまゝ踏襲するを骨子としこれに多少新案を加味する方針なるがその新案中には経済社会に相当重視せられて居る中小商工業を対象とする施設を立てんとし即ち既に商工審議会の決議答申したるに基き社会政策的意義において政務当局の指示するところにより中小商工業の改善助成に関する大規模計画を行ふことになりこのほど原局において大体案が出来たやうであるこれにしたがへば約百万円の経費を計上し規格の統一と能率の向上を促進すべき共同施設の補助並に組合組織の発達助成および金融改善等に必要なる諸案を包含するものであるひは産業組合における中央金庫ならび工業組合においても特殊金融機関を設置すべしとする説もあるがまだ定まらぬと（「東京朝日新聞」・昭和三年六月五日）

(史料一三)

「百貨店の加入免除に行政訴願権なし——商工当局の見解——」

「百貨店に対し重要物産同業組合に関する強制加入を免除するの行政処分につき東京実業組合連合会が中心となつて行政訴訟を提起すべし」としていきまきつ、あるので中橋商工大臣は五日午後副島商務局長を大臣室に招致して種々協議した結果この行政訴訟については同業組合法に別段の規定なきため行政訴訟法によるのであるがその列挙中に適用条項なくまたこれを営業権免許の拒否と見ることが出来ぬので本問題は疑ひなく行政訴願権がなく全く主務大臣の行政権限に属するものであるしかして百貨店は近代の商業経営様式として生れ来たつたものであつて米国では百貨店が経営学上の一対象として研究される時代でありその取扱品種により個々に同業組合に加入しその盟約に应ぜねばならぬやうではたゞに煩雜に堪へざるのみならず組合規約の強制で(一行十五字コピーの不備により不明—藤田注)破壊するを免れぬのであつて消費経済上より見てもその健全なる發達により中間商人の過多に失する現状を改善することは極めて必要のことであるさりとて今日のみ徴沈衰(この「のみ徴沈衰」という表現は原資料のママ—藤田注)しつゝある中小商工業者をこのまゝ放任圧迫しようといふのでなくその發達助成については商業政策の範圍外にあつて行政上別個の施設として考究すべきであつてそのためこの問題と關係せしむることは誤りであるといふ意見に一致したやうである(「東京朝日新聞」・昭和三年六月六日)

(史料一四)

「百貨店の強制加入運動 実業連合会が」

先に中橋商相が三越および白木屋に対し同業組合からの脱退を許可したことについては東京実業組合ではその後対策講究中であるが何分にも名案なく結局泣寝入の外はないしかして重要物産同業組合法は近く根本的に改正せられんとしてゐるが三越白木屋に対し除外例を認めたるところより推せば当然百貨店は同業組合から除外さるゝものと見るべくもし改正法においてこの事が確定せられた暁はさなきだに衰運にある小売業者を一層苦境に陥らしめるといふので実業組合連合会側では商工省に対し種々の資料を提供するとか又その他の方法によつて改正法では是非百貨店の強制加入を実現せしむる様運動を継続すると〔東京朝日新聞〕昭和三年六月二十一日

(史料一五)

「重要輸出品の取締法規を統一 先づマツチ外九品種に対し近く新省令を公布」

〔商工省発表〕 商工省においてはいはゆる検査問題の解決策につき豫て攻究中のところ右は組合法制の整理を待つに非ざれば根本的の解決をなし得ざるも今回差当り従来のマツチ外九品種（真田、ガラス製品、は、う、ろ、う、鉄器、メリヤス製品、刷毛、セルロイド製品、鉛筆および綿織物、人造真じゆ）の輸出取締規制を廃止し一の重要輸出品取締規則に集成することとし近日右に関する新省令を公布するはずである右省令の要項左の如し

一、マツチ外九品種は商工大臣の定むる検査標準によりて行ふ検査に合格したるものに非ざれば原則として輸出するを得ざること

二、右の検査は商工大臣の認可を受けて道府県又は組合、その連合会においてなすこと

一、現行省令による検査については経過的の規定を設くること

右省令の實際の運用に当りては左の取扱方針によることとした

- 一、工業組合の検査を行ふ品種については輸出組合をして同様の検査をなさしめるを原則とすること
- 一、輸出組合側において一般検査標準以上の高級なる検査標準による特別の検査を要求する場合においても工業組合をしてその検査の任に当らしむること、但しこの場合においてはその検査部を独立せしめかつ両組合が協議して円滑に事処理するが双方より同数の代表者を選出して一の委員会を組織せしむること (「東京朝日新聞」・昭和三年六月二十三日)

(史料一六)

「中商工組合への金融を如何にする 組合法制改革の主眼点まとめます」

商工省の中小商工業に関する組合法制改正委員会は六日より商工大臣官邸において開会牧野委員長以下吉野、木戸、長崎、後藤、岸、大員の各委員出席前日に引き続き協議をなす所あったが一、利害相反する商工業者を一の組合に抱擁するの可否二、中小商工業者の組合に対する金融の方法について各種の意見出でたるも何等まとめられず正午散会した然して右の組合金融に関する問題は組合法改正に当たつての中心点であつてこれについては

- 一、仕上信用制度の採用
- 二、特殊金融機関の設置

等の意見があるが仕上信用制度については運用上の効果に関するおそれあり英国カナダにおけるこれが実施成績もまだ明かでなく又特殊金融機関の設置も面白くないので次回において更にこの点に関する意見を練つた上改正

案の要綱を決定することとなつたしかしてもし金融問題に関し適切なる方法がなければ今回の組合法改正の中心点を逸することになるが委員会ではかくの如き場合においてもこの点を削除して案を樹立するの外なしとされて居る(「東京朝日新聞」・昭和三年七月七日)

(史料一七)

「重要輸出品取締規則の改正 けふ商工省から発表 即日施行さる」

久しく問題となつて居た重要輸出品取締規則の応急的改正は七月九日付の官報をもつて商工省から発表せられた

原文左の如し

重要輸出品取締規則

第一条 本則において重要輸出品と称するは左の各号の一にがい当するものをいふ

一、製帽用真田

二、マツチ

三、ガラス製品中びん、食器、食料容器ホヤ、ランプかさ、ランプ油つぼ、模造真じゆ、光じゆ、□□、試験管、ピーカー、フラスコ、漏斗、分液漏斗、U字管

四、鉄板をもつて製したるほうらう鉄器

五、メリヤス製品中はだ衣、手ぶくろ、靴下、首巻、腹巻、ジャケツ

六、刷子

七、セルロイド製品中くし、長さ又は直けい四インチを越ゆる玩具

八、鉛筆および鉛筆心(鉛筆は色心のもの、鉛筆心は色心を含む)

九、綿織物中綿縮、綿おどし、綿フランネル、綿ポプリン、斜あや綿布および変りあや綿布(三枚又は四枚正斜紋織のものを除く) 綿小倉織、綿たい帯子しま綿布、色糸又はさらし糸をもって製織したる綿布但し綿たい帯子以外のものにして幅四十五インチ以上のもの、幅十八インチ未満のもの又は長さ十二ヤード未満のものを除く

十、人造真じゅ(ガラス又は貝殻の外部に魚りんを塗布したるもの)

第二条 重要輸出品は商工大臣の定むる検査標準によりて行ふ検査に合格したるものに非ざれば営利の目的をもつてこれを輸出することを得ず但し地方長官の認可を受けたる場合は検査を受けずして営利の目的をもつてこれを輸出することを得

マッチを朝鮮又は台湾に輸出する場合又前項に同じ

前二項の検査は商工大臣の認可を受け組合若はその連合会又は道府県においてこれを行ふ

第三条 前条第一項又は第二項の規定に違反したる者は百円以下の罰金に処す

前項の未遂罪はこれを罰す

付則

本則は公布の日よりこれを施行す

輸出真田取締規則、輸出マッチ取締規則、輸出ガラス製品取締規則、輸出はうらう鉄器取締規則、輸出メリヤ

ス製品取締規則、輸出刷子取締規則、輸出セルロイド製品取締規則、輸出鉛筆および鉛筆心取締規則、輸出綿織物取締規則並に輸出入造真じゅ取締規則はこれを廢止す

本則施行の際現に前項に掲ぐる規則による検査を行ふ組合若くはその連合会又は道府県は本則の施行の日より六日以内に本則の規定により検査施行の認可を受くべし

前項の期間内検査は従前の例による

従前の規定による検査に合格したるものはこれを本則の規定による検査に合格したるものと看なす（東京朝日新聞・昭和三年七月九日）

（史料一八）

「同業組合脱退 百貨店ぞくぞく認可さる 大阪と京都の分近く指令」

さきに大阪市の白木屋、三越、高島屋、十合および松坂屋の各百貨店本支店並に京都市の高島屋および大丸百貨店本店より商工省に申請中であった各その地における重要物産同業組合に関する強制加入除外の件はその後事務当局において審議の上いづれもこれを認可することに決定起案して十一日までに吉植政務次官までの承認を経たので中橋商相の決裁を得次第一兩日中に組合脱退認可の指令を発するはずであるが従来これ等百貨店の加入関係組合は大阪市において二十七乃至二十八組合京都市において七組合である尚神戸市の三越、大丸各支店および横浜市の野沢屋よりも最近この組合加入除外の申請が提出されたのでこれまた近く同様認可処分になる見込みである（「東京朝日新聞」・昭和三年七月十二日）

(史料一九)

「百貨店の組合加入除外正式認可 大阪京都の分」

商工省では十四日大阪百貨店六軒京都二軒の同業組合強制加入除外申請に關し認可するに決し商相の決裁を経て直に発令する所あった、大阪百貨店は三越、白木屋、大丸、高島屋、十合、松坂屋で除外組合はそれ〴〵二十七組合、京都は高島屋、大丸で除外組合はそれ〴〵七組合である〔東京朝日新聞〕、昭和三年七月十五日)

(史料二〇)

「商工組合法の要綱 中小商工業改善のため來議會に提案の意向」

商工省では我産業の重要問題となつて居る中小商工業の改善發達を期するため現行中小商工業者の組合である重要輸出品工業組合、輸出組合、重要物産同業組合の三組合の根本的改正を計画し省内に委員会を設けて調査立案中であるが審議の進行に伴ひ組合の實際活動を調査するの必要に直面したるため中橋商相は名古屋地方の工業視察をなす所あり中小商工業組合の實情特にその金融状態の調査を實行する一方諸外國における組合法制およびその運用状況に關し研究を進めたる結果漸く委員間において改正組合法、商工組合法の骨子を得たので今二十日委員会を開いてこれを取まとめ要綱を作成することとなつたしかつてその要綱は左の如くである

一、現行重要物産同業組合(重要)、法重要輸出品工業組合法および輸出組合法を廢止しこれ等を打つて一丸としたる商工組合法(名称未定)を新たに制定すること

一、組合の組織は業種別とし商業者は商業者工業者は工業者をもつて各別に組合を組織せしむること

- 一、組合の地区は行政区画によらず産業地区によらしむること
- 一、組合の加入は任意とし強制加入の制を取らざること
- 一、組合の経費は出費によるを原則とする
- 一、組合員の出資口数は特別の事情ある場合の外五十口に制限すること
- 一、組合の設立は商工大臣の認可を要すること
- 一、組合の事業は現行三組合法によつて実行して居る事業を網羅すること
- 一、組合員に非ざる者の統制に関しては必要の場合組合の定める取締又は制限を強制し得るの方法を講ずること
- 一、組合連合会を認め組合の統一連絡を取らしむること
- 一、輸出品の検査は原則として組合員の自治によらしめるが重要輸出品に関してはこれを国営とすること
- 一、組合金融に関しては現存の特種銀行の外普通銀行を利用し政府の指定銀行制度を設けこれを通じ低資（低利）の融資その他組合の資金調達に便ならしめる途を開くこと尚仕上信用制度および組合財団担当（担當）権の設定については他の法制との關係を考慮し特別法として速かにこれが制度を設けること（『東京朝日新聞』・昭和三年七月二十日）

（史料二一）

「商工組合の金融方法を協議 調査委員会の具体案」

商工省では廿一日午前十時から組合法制定に関する調査委員会が開会せられた前回に引続いて協議未了であつた組合の金融方法に関し協議する所あつたが大體既報の如く左の金融方法を具体化する事となつた即ち

一、組合の共同施設資金については特銀その他を通じ政府の低^(すく)資融通による

一、組合員各個の金融については普通銀行又は信託会社を利用し得る道を講ずる組合員の無担保金融必要の場合には組合会部^(カ)の連帯保証の方法をとる

一、組合又は組合員が動産登記によつて資金融通の必要ある場合は組合ならば商工会議所組合員ならば組合に登記して資金融通を計り得る簡易な登記方法を採用すること

一、仕上信用制度組合財団抵当権の設定策を採用する

然して仕上信用制度については

イ、原料から仕上までに要する資金融通の道を開くこと

ロ、原料の購入資金を融通し得る道を開くこと

ハ、工場設立に要する資金を融通し得る道を開くこと

二、共同倉庫に保管しある出入流動する担保をもつて資金融通の道を計ること

等の金融方法であるがこの全体の組合金融方法中には容易に実現し難いものもあり実現しても実際円滑なる組合の金融方法が講ぜられ難いものもあるので次回の委員会でも更に協議決定をなす由であるこの組合金融の方法が決定すれば商工組合法は要綱^(カ)の成案を得る事となるので中橋商相へ報告し商相の同意を待って法案の作成に着手する由である〔東京朝日新聞〕・昭和三年七月二十二日

(史料) 三二

「商工関係の組合制度を改革 中小商工業特別施設の三組合統一案成る」

商工省では中小商工業に関する特別施設として省内に委員会を設けて組合制度整備に関する方策の調査考究を進めて来たが今回委員会の成案を得たので来期議会提案の目的をもって、右に関する法律案の立案に着手する事となった、方策要綱の中心点は

- (一) 現行三組合法を単一組合法に集合する事
 - (二) 組合員の加入は任意を原則とする事
 - (三) 金融に関し特別施設をなす事
- の三点であるが要綱左の如し

法制の整理

- 一、現行の重要物産同業組合法、同業組合準則、重要輸出品工業組合法および輸出組合法を廃止し単一の組合法制を制定すること
- 二、商業者、工業社は各別に互助統制の目的をもって組合を組織するものとし特別の必要ある場合に限り商業および工業者を一丸とする組合をも認むること
- 三、同種の組合間は固より商および工の組合の間においても連合会の組織を認むること
- 四、組合は出資制度によること
- 五、組合員の加入は任意とすること但し統制取締の必要ある場合においては重要輸出品工業組合法第八条の如き

規定を設けること

六、組合は左の事業を行ふものとする事

- (イ) 生産設備に関する共同施設
- (ロ) 原料、材料の共同購入
- (ハ) 共同販売
- (ニ) 倉庫の建設および経営
- (ホ) 組合員間の金融
- (ヘ) 研究調査指導
- (ト) 検査
- (チ) 生産、価格、取引条件、販路等の協定
- (リ) その他組合の目的を達するに必要な事業

七、同業者間の不当不正なる競争若は協定を防止するため特に組合法中に取締規定を設けること

金融

一、組合に対し資金融通の途を講ずること

二、普通銀行の組合に対する金融を円滑ならしむるため特に左の方法を講ずること

- (イ) 仕上信用の制度を設けることこれに付ては特別の法制を設けるの要あり、仕上信用制度と共に動産抵当の制度および倉庫証券を利用し得ざる商品又は原料に対し特殊の担保権設定の途を開くこと
- (ロ) 組合倉庫には倉庫証券の発行の途を認むること右倉庫証券に対する金融を敏活ならしむるためには保管商品の担保価格に付組合又は一定の評価人をして保証なさしむるが如き方法を講ずること

検査

マッチ外九品種に関する現行省令はこれを廃止し組合法制中に左の趣旨の規定を設けること

- 一、特定の重要輸出品については一定の検査に合格したるものに非ざれば當利の目的をもって輸出するを禁止すること、右品種の範囲は商工大臣これを定むること

二、前項の検査は国又は府県においてこれを行ふこと (東京朝日新聞)・昭和三年八月二日

(史料三)

「商工業中心に組合法改正 農林関係の組合は念頭に置かぬ商工省」

農林省所管の同業組合法による各種同業組合は蚕糸局関係三百九十七、山林局関係百四十九、農務局関係八十二、水産局関係二十、畜産局関係十一合計六百五十九組合の多きに達してゐるが既報の如く商工省では目下法制の改正に関し調査中であつてその結果農林省所管の組合せを如何になすかについて注目されて居るがこれに対する

商工当局の意向は商工省所管の組合と農林省所管の組合とはその性質を異にして居るから農林省所管の組合を念頭に置いて改正を行ふ時は幾多の困難に際会し折角の組合法制の改正も不可能となるおそれがあるので商工省としては所管の工業者および商業者を中心として改正を行ふ方針である

といふ従つていづれ改正事項が省議で決定した際は農林省に一応のあいさつはするが農林省所管の組合を現行法のみ、継続するが又は改正するかは全然自由に委せる但し同業組合といふ文字をそのまゝ用ゐることは世人の誤解をまねく恐れあるから名称の変更は要求するかも知れぬこれに対する農林省側の意向は左の通りである

本省所管の組合中近來養蚕組合の普及發達が著るしく同業組合と養蚕組合との間に種々の問題が相当紛さうして居るからいづれ商工省の意向を聴取した後これ等の点を考慮して現行法を改正するやも知れぬと (東京朝日

新聞)・昭和三年八月五日

(史料二四)

「組合金融改善に国営信用保険制度 単一組合の制確立後具体的研究に着手」

商工省が目下計画しつゝ、ある所管組合を単一組合制度に改正する問題中従来の強制加入を廃し任意加入の組合となす代りに組合金融制度の改革を行ふ方針である事は既報の如くであるがそのためには仕上信用その他民法の除外例となる利権的権利の設定によつて組合の信用を改善せんとする案がある然し商工省では中小商工業の現状に照して到底かくの如きもののみでは満足せず組合に対する無担保貸付をも実行する意向であるこれがためには興銀、勸銀、農工等の特殊金融機関の利用産業組合中央金庫の如き組合の中央金融機関新設等の方法があるがこれまでの事例から見ると特殊銀行では不十分でありかつ中央金融機関設置も現在の中央金庫の成績から見て到底根本的に政策といふ事が出来ないから現在の普通銀行と中小商工業者とを結びつける政策を実行するより外ないし我が国中小商工業者の現状から見るとそれが仮令組合を組織しても普通銀行をして十分なる金融をなさしめることはほとんど不可能である故に銀行の危険を防止する手段を講ぜねばならぬといふ意向が商工省組合法制委員間に有力となつて来たその方法としては国営による信用保険制度を確立する議を生ずるに至つた、いづれこの問題は単一組合法の制定後に組合制度改善第二段の方法として具体的研究に着手する由である(「東京朝日新聞」・昭和三年八月十日)

(史料二五)

「単一組合による蚕糸局方針 任意加入は弊害が伴ふ」

商工省が所管組合を統一する単一組合法の制定を計画中であるがこれに関し農林省蚕糸局所管に属する約四百の蚕糸局同業組合は重大なる關係を有して居るので石黒蚕糸局長は九日午前中商工省に吉野工務局長を訪問して商工省の組合法制改正の精神について聴取するところあった、即ち商工省の農林省所管同業組合に対する態度は既報の通り農林省の自由意志に委せるにあるから農林省は大体独自の見解で進むことと見られて居るが農林省蚕糸局のこれに対する方針は左の通りである

蚕糸業同業組合は既に中央会を組織し製糸方面においては組合の機能を相当挙げて居り現在のまゝで少くも支障なくこの際商工省の改正方針の如く任意加入制度を採用するは弊害あつて益なき事であるから製糸業に関する範囲においては現在のまゝを希望して居る、これに反し養蚕方面においては経済活動の敏活を得られる商工省の改正案を採用するか又は従来の方針の如く産業組合法中に養蚕組合を規定する方が便宜であるから商工省の組合法制改正に伴う農林省所管の組合制度改正に際しても製糸業と養蚕業との法制は別個のものとしたゞ中央会を組織するについては現在通り製糸業者養蚕業者を打つて一丸としたものとなす意向である (『東京朝日新聞』昭和三年八月十日)

(史料二六)

「不良同業組合に対し商工省から解散命令 積極的刷新の第一歩に先づ十三組合を処分」

商工省では単一組合に改善前において今回重要物産同業組合の刷新に積極的態度を取る事となつたがその方法は直接監督の衝にある地方長官に対しこれが刷新方を通牒すると共に業績不振甚だしきもの即ち

一、組合員僅少なるもの

一、事務所の所在不明のもの

一、庶務員(シヤウモ)を設置せざるもの

等に対しては調査の上どしどしこれを解散せしむる方針に決しこの□商務局関係の組合三組合、工務局関係の組合十組合に関し解散処分を付すを適当とする旨その地方長官に通牒したかかる業績不振の組合は全国において数十に上る見込であるが従来地方長官委せであったため情実関係に左右されこれが整理刷新が十分徹底しなかつたのである〔東京朝日新聞〕・昭和三年八月十四日)

(史料二七)

「商工省側の単一組合案に実業団体が反対を決議 本日当局に希望意見書提出」

商工省委員会の立案の重要物産同業組合法改正案に対しては現同業組合側は先日来反対運動を試みつつあったが十七日午後一時より全国主要都市実業組合連合会および有力団体代表者は工業クラブにおいて組合制度改正に関する協議会を開き、東京、大阪、京都、名古屋、横浜の各実業組合連合会代表者以下二十一名出席の上商工省側の単一組合法案に対しては絶対に反対し同業組合は従来通り公共団体として存置し必要あらば別に営利的組合を併置すること等を議決したが十八日は商工省訪問の上希望意見書を提出するはずである〔東京朝日新聞〕・昭和三年九月十八日)

(史料二八)

「併立組合を徹底的援助 不良同業組合を厳に処分 商工省は単一組合法を思ひ切り輸出、工業の併立組合法を制定」

商工省の計画して居る単一組合法の制定に対し全国の同業組合連合会は一致してこれに反対の旨を商工省へ陳情し又一方農林省側は農林省関係の同業組合中には是非とも現在の同業組合法を存置する必要あるものなりと主張しつゝ、あるので商工当局も最早単一組合法の制定は絶望なりとこれをあきらめる代りに輸出組合法と工業組合法とを併合して現在の同業組合法に対する併立組合法を作成する事に最近商工省の方針決定を見るに至つた然してこの併立組合法を作成することは商工省当初の方針を変更する事となり面目丸つぶれの形となるのでこれが救済策として併立組合に対する政府の援助に積極かつ万全の策をとり同業組合中存立意義なきものに対しては弾圧政策をとる方針の由である即ち併立組合に対しては遺憾なき金融の道を講ずると同時に来議会に追加予算として小商工業助成金を要求してこれが發達を援助し同業組合中存立の意義なく事務所事務員を有せざるもの又著るしき弊害を生ぜしめて居るものには調査の上地方庁を通じて戒告又は解散を命じ不良同業組合から漸次整理する方針をとり結局併立組合が發達する様に仕向ける方針を決定した由〔東京朝日新聞〕昭和三年九月二十二日

(史料一九)

「中小商工業者への金融制度改善策 組合制度の改革で進む 商工省の方針」

〔東京電話〕中小商工業の金融制度改善に関しては、大蔵省側でも金融制度調査会において研究することになつ

て居り商工会議所方面でも折角研究中であるが、商工省においては昨秋省内に委員会を設けて研究した結果、中小工業に対する根本対策として

- 一、同業組合、工業組合、輸出組合を打って一丸となし、協調の実を挙げて各種中小商業の合理化を行ふこと
 - 二、中小商工業に対する特別金融制度としては仕上信用制度を設くること
- を骨子とした大改革案を作ったが同業組合方面からの反対に逢ひ実現に至らずして終つたものである。商工省としては中小商工業対策としては組合制度の改善に依る企業合理化運動以外に根本方策無しと為し、仮令制度として如何なる調法な金融制度が出ようとも借入をなす当の業者が無力であれば何等の効果がないとの見地から依然中小業対策としては組合制度の改革案を以て進む方針で、これがためには先般来各種工業の欠陥調査を行ひ、益々組合制度の改革を必要とする実証を確めつゝ、あるがいづれ近日中に専任工務課長の任命と共に再び中小業対策として組合制度改善につき研究を遂げ、その実現を期することゝならうと(『京都日出新聞』昭和三年八月五日)